

東日本大震災に関する税制上の追加措置について (登録免許税関係)【詳細版】

この度の東日本大震災により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

東日本大震災(以下「大震災」といいます。)で被災された方については、登録免許税に関して、パンフレット「登免 02」 「登録免許税の免除特例のあらまし」の措置のほか、新たに次のような税制上の措置が追加されました。

1 パンフレット「登免 02」 「登録免許税の免除特例のあらまし」の措置の遡及適用

「登免 02」の免除措置は、平成 23 年 4 月 28 日以後の登記について適用することとされていましたが、この免除措置のうち、1・2 及び 5 (1・2 と同時に受けるもの) の免除措置については、平成 23 年 3 月 11 日以後の登記に遡及して適用することとされました(震災特例法改正法附則 17 ②④)。

これにより既に納付した登録免許税の還付が生ずる場合の手続は、このパンフレットの 5 免除措置の遡及適用に伴う還付についてで説明しています。

これらの免除措置について、詳しくは「登免 02」をご覧ください。

- 1 : 被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免除措置
- 2 : 被災した建物に代わる建物の敷地の用に供される土地に係る登録免許税の免除措置
- 5 : 再取得等のための資金の貸付けに伴う抵当権の設定登記等に係る登録免許税の免除措置

2 警戒区域設定指示等の対象区域内に所在した建物の建替え等に係る登録免許税の免除措置(拡充)

「登免 02」の免除措置のうち、1・2 及び 5 (1・2 と同時に受けるもの) の免除措置が次のとおり拡充されました(震災特例法 39・40)。

- (1) 免除措置の対象となる被災代替建物及びその敷地の用に供される土地等の範囲に、警戒区域設定指示等が行われた日において警戒区域設定指示等の対象区域^(注1)内に所在した建物に代わるものとして新築又は取得をした建物及びその建物の敷地の用に供される土地等^(注2)が追加されました^(注3)。

(注1) 警戒区域設定指示等の対象区域とは、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して、警戒区域、避難指示区域又は計画的避難区域として指示がされていた又はされている区域をいいます(以下同じです。)

(注2) 土地等について免税となるのは、拡充前の措置と同様に一定の面積までに限ります。

詳しくは、「登免 02」の 2 の面積制限を参照してください。

(注3) 警戒区域設定指示等が解除された日から起算して 3 月を経過する日(被災代替建物がその解除された日後に新築されたものであるときは、その解除された日から起算して 1 年を経過する日)までの間に新築又は取得をするもので、その新築又は取得後 1 年以内(被災代替建物の新築又は取得が平成 23 年 12 月 14 日以前である場合には、平成 23 年 12 月 15 日以後 1 年以内)に登記を受けるものに限ります。

- (2) 建物被災者が被災代替建物(住宅用の建物に限ります。)の新築又は取得をすることができない場合には、建物被災者の三親等内の親族で次の要件の全てを満たす者が新築又は取得をする場合にも免除措置を適用することとされました。

イ 平成 23 年 3 月 10 日(上記(1)の適用がある場合は、警戒区域設定指示等が行われた日の前日)において滅失建物等に建物被災者と同居していた者であること

ロ 被災代替建物に建物被災者と同居する者であること

パンフレット「登免 02」 「登録免許税の免除特例のあらまし」については、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】にて確認することができます。なお、税務署及び法務局の窓口にも用意してあります。

2 警戒区域設定指示等の対象区域内に所在した建物の建替え等に係る登録免許税の免除措置（続き）

なお、前頁（1）及び（2）の免除措置は平成23年3月11日以後の登記に遡及して適用されます（震災特例法改正法附則17④）。これにより既に納付した登録免許税の還付が生ずる場合の手続は、このパンフレットの **5 免除措置の遡及適用に伴う還付について** で説明しています。

免税手続（登記申請時に必要な書類）

前頁（1）又は（2）の免除措置の適用を受けるためには、法務局への登記の申請の際、登記申請書に次の書類も併せて添付する必要があります（他に必要な書類は **登免02** の **1・2** を参照してください。）。
【前頁（1）の免除措置の適用を受ける場合】

警戒区域設定指示等の内容、その警戒区域設定指示等が行われた日、その警戒区域設定指示等が解除された日（登記申請日において、その警戒区域設定指示等が解除されている場合に限ります。）及び被災代替建物の新築又は取得の年月日が記載されている書類

【前頁（2）の免除措置の適用を受ける場合】

- ① 建物被災者が被災代替建物（住宅用の建物に限ります。）の新築又は取得をすることができないことを明らかにする書類
- ② 戸籍の謄本その他の書類で、この免除措置の適用を受けようとする方が建物被災者の三親等内の親族であることを明らかにする書類
- ③ 滅失建物等が所在していた市町村長等が発行する住民票の写しその他の書類で、前頁（2）イの要件を満たすことを証する書類
- ④ 被災代替建物が所在する市町村長等が発行する住民票の写しその他の書類で、前頁（2）ロの要件を満たすことを証する書類

3 被災した農用地の代替農用地に係る登録免許税の免除措置（新設）

大震災により耕作又は養畜の用に供することができなくなった農用地^{（注1）}又は警戒区域設定指示等が行われた日において警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた農用地で一定のもの（以下「被災農用地」といいます。）の所有者である個人又は法人（農業を営むものに限ります。以下「農用地被災者」といいます。）が、被災農用地に代わるものとして取得をする一定の農用地（以下「被災代替農用地」といいます。）の所有権の移転の登記及びその取得資金の貸付け等に係る一定の抵当権の設定に係る登記（被災代替農用地の所有権の移転の登記と同時に受けるものに限ります。）で、平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間^{（注2）}に登記を受けるときは、次の要件の下、登録免許税が免除されます（震災特例法40の2・震災特例法改正法附則17⑤⑥）。

これにより既に納付した登録免許税の還付が生ずる場合の手続は、このパンフレットの **5 免除措置の遡及適用に伴う還付について** で説明しています。

（注1） 農用地とは、農地（耕作の目的に供される土地）又は農地以外の土地で主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいいます（以下同じです。）。

（注2） 警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた被災農用地に代わるものとして取得する被災代替農用地の所有権の移転の登記にあっては、その警戒区域設定指示等が行われた日から、その警戒区域設定指示等が解除された日から起算して3月を経過する日までの間に取得するもので、その被災代替農用地の取得後1年以内（被災代替農用地の取得が平成23年12月14日以前の場合には、平成23年12月15日以後1年以内）に登記を受けるものに限ります。

免税対象者（農用地被災者等）

免税対象者の範囲	
農用地被災者	被災農用地の所有者である被災者で、農業を営む個人又は法人（農業委員会等からの証明を受けた者に限ります。）
農用地被災者の相続人等	農用地被災者（個人）が死亡している場合は、その相続人又は農業委員会等から証明を受けた相続人 ① 農用地被災者（法人）が合併により消滅した場合のその合併に係る合併法人 ② 農用地被災者（法人）が分割により被災農用地に係る事業に関して有する権利義務を承継させた場合のその分割に係る分割承継法人
農用地被災者の世帯員等に該当する者	農用地被災者（個人）が被災代替農用地を取得できない場合における、その農用地被災者（個人）の農地法第2条第2項に規定する世帯員等に該当する者（農用地被災者（個人）の三親等内の親族に限ります。）

面積制限

この免除措置の対象となる被災代替農用地の面積は、被災農用地の面積の1.5倍の面積が限度となります。

3 被災した農用地の代替農用地に係る登録免許税の免除措置（続き）

免税手続（登記申請時に必要な書類）

この免除措置の適用を受けるためには、法務局への登記の申請の際、登記申請書に次表の区分に応じた書類を添付しなければなりません。

【添付が必須である書類】

農用地の区分		添付書類
被災農用地に係るもの	大震災により耕作又は養畜の用に供することができなくなった農用地	被災農用地であること等、一定の事項が記載された被災農用地の所在地の農業委員会の証明書
	警戒区域設定指示等の対象区域内の農用地	左の区域内の農用地であること等、一定の事項が記載された被災農用地の所在地の市町村長の証明書
被災代替農用地に係るもの		被災代替農用地であること等、一定の事項が記載された被災代替農用地の所在地の農業委員会又は市町村長の証明書

【農用地被災者の相続人等が適用を受ける場合に併せて必要となる書類】

適用申請者の区分	添付書類
相続人	その相続人の戸籍謄本などで、その相続人が農用地被災者（個人）の相続人であることを証する書類
世帯員等に該当するもの	被災代替農用地の所在地の農業委員会又は市町村長の証明書で、農用地被災者（個人）の世帯員等に該当することを証する書類
合併法人	その合併法人の登記事項証明書などで、その合併法人が前頁の①の合併法人に該当することを証する書類
分割承継法人	その分割承継法人の登記事項証明書などで、その分割承継法人が前頁②の分割承継法人に該当することを証する書類及び一定の事項について分割法人及び分割承継法人が共同して証明する書類

4 被災した会社の本店等の移転の登記等に係る登録免許税の免除措置（新設）

大震災の被災者である一定の法人^{（注1）}又は個人^{（注2）}の事務所等の用に供する建物が東日本大震災により滅失^{（注3）}をした場合又は警戒区域設定指示等が行われた日において警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた場合において、その法人等が、平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間^{（注4）}に一定の商業・法人登記を受けるときは、次の要件の下、登録免許税が免除されます（震災特例法41の3・震災特例法改正法附則17⑦⑧）。

これにより既に納付した登録免許税の還付が生ずる場合の手続は、このパンフレットの **5 免除措置の遡及適用に伴う還付について** で説明しています。

（注1） 株式会社（特例有限会社を含みます。）、合名会社、合資会社、合同会社、外国会社、相互会社、外国相互会社、一般社団法人、一般財団法人、特定目的会社又は投資法人をいいます。

（注2） 商号又は支配人の登記をしていた商人（個人に限ります。）。

（注3） 滅失には、通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます（以下同じです。）。

（注4） 事務所等の用に供する建物が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた場合には、その警戒区域設定指示等が解除された日以後3月を経過する日までに移転がされるものに限りま

免税対象者

	免税対象者の範囲
被災者	大震災の被災者で、被災した事務所等の用に供している建物を使用していた者であることにつき、その建物の所在地の市町村長等から証明（以下「被災建物使用証明」といいます。）を受けた者（代表取締役等の住所の変更の登記等についてその代表取締役等が証明を受けた場合には、その代表取締役等に係る法人も含みます。）。
被災者の相続人等	被災者である個人が死亡している場合は、その相続人又は被災建物使用証明を受けた相続人

事務所等の用に供する建物の範囲及び免税対象登記

	事務所等の用に供する建物（被災建物）の範囲	免税対象登記
法人	事務所（本店若しくは支店若しくは外国会社の日本における営業所又は主たる事務所若しくは従たる事務所をいいます。）の用に供する建物	その事務所の移転
	支配人を置いた営業所の用に供する建物	その営業所の移転
	代表取締役等の住所にある建物	その住所の移転
	株主名簿管理人等の営業所の用に供する建物	その営業所の移転
	会計参与が定めた一定の計算書類等を備え置く場所に所在する建物	その場所の移転
個人	商号の登記をした営業所の用に供する建物	その営業所の移転
	商人の住所にある建物	その住所の移転
	支配人を置いた営業所の用に供する建物	その営業所の移転
	支配人の住所にある建物	その住所の移転

4 被災した会社の本店等の移転の登記等に係る登録免許税の免除措置（続き）

免税手続（登記申請時に必要な書類）

この免除措置の適用を受けるためには、法務局への登記の申請の際、登記申請書に次表の区分に応じた書類を添付しなければなりません。

	免除措置の適用区分	添付書類
①	事務所等の用に供する建物が滅失をした場合	被災建物使用証明又はこの免除措置の適用を受けようとする者が使用していた建物が滅失したことを明らかにするもの
②	事務所等の用に供する建物が警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた場合	上記①の添付書類並びにその警戒区域設定指示等の内容、その警戒区域設定指示等が行われた日及びその警戒区域設定指示等が解除された日（登記の申請の日においてその警戒区域設定指示等が解除されている場合に限り、）の記載がある書類
③	上記①又は②の場合で被災者（個人）の相続人が免除措置の適用を受ける場合	上記①又は②の書類のほか、その相続人の戸籍謄本又は、免除措置の適用を受けようとする者が被災者（個人）の相続人に該当することを証する書類

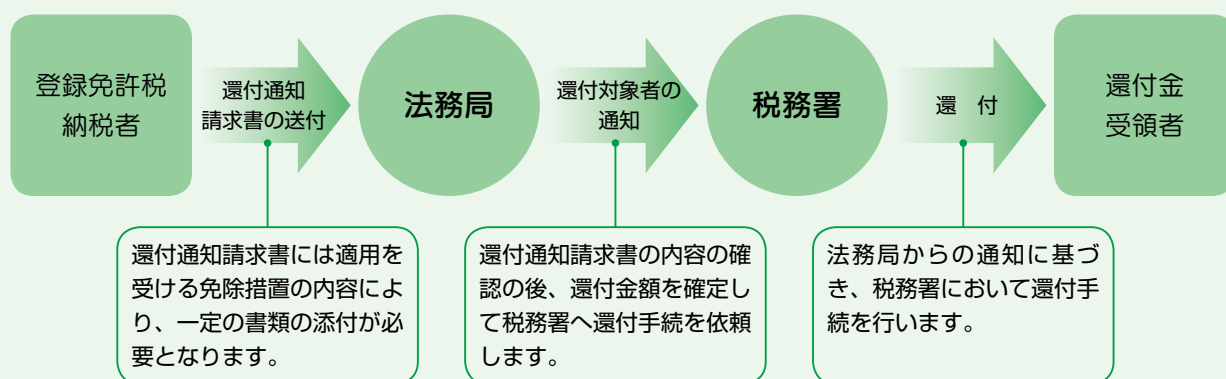
5 免除措置の遡及適用に伴う還付について

上記 1 から 4 の免除措置については、平成23年3月11日に遡及して適用されることから、平成23年3月11日から平成23年12月14日までの間に受けた登記で、免除措置の適用を受けることができるものについて、既に登録免許税が納付済みである場合には、平成23年12月15日から5年を経過する日までに、登記を申請した法務局へ、それぞれの免除措置の適用を受けるとした場合に登記申請書に添付すべき書類を添付した「還付通知請求書」を提出することにより、既に納付を行った登録免許税の全部又は一部が税務署から還付されます。

	免除措置の区分	還付通知請求書に添付すべき書類
1	被災した建物の建替え等に係る登録免許税及びその敷地の用に供される土地等の登録免許税の特例	左の免除措置を登記の申請の際に受けるとした場合に、登記申請書に添付すべき書類
2	被災した農用地の代替農用地に係る登録免許税の特例	
3	1及び2の登記とともに行われた、資金の貸付け等に伴う抵当権設定登記に係る登録免許税の特例	
4	被災した会社の本店等の移転の登記等に係る登録免許税の特例（注）	

（注） 4の免除措置については、事務所等の旧所在地における登記に係る登録免許税の還付の請求について、新所在地を管轄する登記所を経由して請求をすることができます。

【還付手続の流れ】



- このパンフレットは、平成23年12月14日現在の法令に基づいて作成しています。
- 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】には、大震災により被害を受けた方の申告・納税等に関する各種パンフレット、各種手続に使用する様式等を掲載しています。このほか、大震災への対応（各府省庁等の震災関連情報）については、首相官邸ホームページ【www.kantei.go.jp/saigai】をご覧ください。

このパンフレットでお分かりにならない点がありましたら、最寄りの法務局又は税務署におたずねください。